

令和8年（2026年）1月28日

指定障害福祉サービス事業所
指定障害者支援施設
指定障害児通所支援事業所
指定障害児入所施設
指定相談支援事業所

} 管理者 様

横須賀市民生局福祉こども部指導監査課長

令和8年度指定障害福祉サービス事業者等指定更新の申請手続について（通知）

日頃から本市の福祉行政に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和8年度における「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」及び「児童福祉法」の規定に基づく指定更新申請について、下記のとおりお知らせいたしますので、対象となる事業所等におかれましては、更新手続をお願いいたします。

記

1 対象事業所

別添「令和8年度指定更新申請対象事業所」のとおり。

2 申請受付期間

指定満了日の属する月の前月1日から同月15日まで

（例）指定満了日：令和8年5月31日

受付期間：令和8年4月1日から4月15日まで

3 申請書類（様式等）の掲載場所

以下URL先（①または②）の様式等を御確認の上、書類作成を行ってください。

①障害者総合支援法

<https://shougai.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?topid=14&id=79>

（掲載場所：「障害福祉情報サービスかながわ」→「書式ライブラリ」

→「文書/カテゴリ検索」→「5. 横須賀市からのお知らせ」

→「5. 指定更新（障害者総合支援法）」

②児童福祉法

<https://shougai.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?topid=14&id=180>

(掲載場所：「障害福祉情報サービスかながわ」→「書式ライブラリ」

→「文書/カテゴリ検索」→「5. 横須賀市からのお知らせ」

→「6. 指定更新（児童福祉法）」

4 提出先

〒238-8550 横須賀市小川町11番地

横須賀市民生局福祉子ども部指導監査課 法人・障害担当

(封筒に「指定更新書類（障害） 在中」と明記してください。)

5 提出方法

原則：郵送で提出してください。

6 留意事項

- (1) 付表及び勤務形態一覧表は、サービスごとに必要です。ただし、指定短期入所事業所であって、施設入所支援等と一体として人員を配置している場合は、同一の勤務形態一覧表となります。
- (2) サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・相談支援専門員については、各資格取得又は維持に係る研修の受講後、横須賀市に未提出の研修修了証の写しを提出してください。(例：実践研修、更新研修、相談支援従事者現任研修等)
- (3) 同月内に同一法人が複数の新規指定申請又は指定更新申請をする場合は、登記事項証明書は、いずれか一つの事業所の指定申請又は指定更新申請に添付し、他の指定申請又は指定更新申請にはその写しを添付してください。
- (4) 指定を受けた内容に変更があったにもかかわらず変更届を提出していない場合は、変更届を速やかに提出してください。
また、業務管理体制の整備に関する届出及び障害福祉サービス等情報公表制度の報告の状況をそれぞれ併せて確認しますので、これらの届出等が適正に行われているかどうか、あらかじめ確認し、届出等を行っていない場合は必要な届出等を速やかに行ってください。
- (5) 受付後、市では提出された書類の審査を行うほか、既に提出されている申請や届出等の内容との照合を行い、指定更新の可否を決定します。
- (6) 指定更新申請受付後又は指定更新（指定更新通知書の到着）後においても、申請内容に変更が生じた場合は速やかに事務担当まで連絡してください。
- (7) 指定更新通知書は、指定満了日の属する月の下旬に郵送する予定です。

【事務担当】横須賀市民生局福祉子ども部指導監査課 法人・障害担当

電話：046-822-8411

FAX：046-827-0566

メール：shidokansa-shogai@city.yokosuka.kanagawa.jp